

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、九千七百億八千二百四十四千円とする。</p> <p>（納付金の金額）</p> <p>第三条 法第五条の政令で定める金額は、千六百万円とする。</p>	<p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、九千二百九十億六千四百四十五万二千円とする。</p> <p>（納付金の金額）</p> <p>第三条 法第五条の政令で定める金額は、千四百万円とする。</p>